

# WCPFC北小委員会の結果を受けた 漁獲可能量の配分方法の検討

令和元年10月

## { 部会の進め方 }

### ■ 背景説明

- 2019年WCPFC北小委員会の概要
- 第5管理期間以降の漁獲可能量の配分の考え方

### ■ 検討: 今回の結果への対応

- 繰越率の変更
- 移譲された大型魚漁獲上限の取り扱い

### ■ まとめ: 本部会の結論

- 「配分の考え方」修正

### ○ 参考資料

#### 過去の配分及び漁獲実績

- 小型魚の基本的な配分(2010-12年実績ベース)
- 大型魚の基本的な配分及び第5管理期間の配分
- 都道府県の大型魚の近年の漁獲実績

# 2019年WCPFC北小委員会の概要

2

## WCPFC北小委員会の結果について

---

### 1. 日程・場所

2019年9月3日(火)～6日(金)、ポートランド(米国)において開催。

(注)WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)は、中西部太平洋における高度回遊性魚種(マグロ、カツオ、カジキ類)の長期的な保存及び持続可能な利用を目的とする地域漁業管理機関。

### 2. 参加国・地域

日本、韓国、米国、カナダ、クック諸島、台湾の6か国・地域

### 3. 我が国出席者

太田 慎吾 水産庁資源管理部審議官が我が国代表として出席。業界関係者も代表団として参加。

3

#### 4. 結果概要(太平洋クロマグロ)

増枠について一部慎重な国があったため、全体数量の増枠には至らなかったが、2020年の措置として以下の2点が合意された(2021年以降の措置については来年検討)。

- ① 2019年の漁獲上限の未利用分に係る繰越率を、  
現状の5%から17%に増加。
- ② 大型魚の漁獲上限を、台湾から日本へ300トン移譲。

#### 5. 今後の予定

12月5日(木)～11日(水)のWCPFC年次会合(パプアニューギニア)において、北小委員会での合意事項を報告し、承認が得られれば正式に決定される。

## 第5管理期間以降の漁獲可能量の 配分の考え方

## 「第5管理期間の配分の考え方」のポイント

○ 昨年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり

- 第5管理期間以降の基礎的な配分は、**WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))**を基本として、**近年の漁獲実績(平均漁獲実績)**を勘案して配分するもの(第4管理期間と同様)とし、配慮すべき事項は留保から配分。
- 実績以外に配慮すべき事項としては、
  - ① **混獲回避の負担、経営の依存度等を考慮**し、大型魚については、管理体制が整っていない沿岸漁業等へ配慮。
  - ② **資源評価に用いるデータの収集を考慮**し、「沿岸漁業の一部ひき縄漁業」及び「近海かつお・まぐろ漁業(はえ縄)」に対して配慮。
- その他管理について、各都道府県等の漁獲枠の遵守を基本としつつ、**漁獲枠の融通の仕組み**を策定。

6

## 第5管理期間の配分の考え方

### 配分において「考慮すべき事項」(くろまぐろ部会最終報告書)と具体的な配分の考え方

- **漁獲実績に基づく基本的配分**  
⇒ 小型魚・大型魚共に、2002-04年を基本として、近年の漁獲実績(平均漁獲実績)を勘案して配分。
- **混獲回避等への配慮**  
⇒ 小型魚 国の留保の数量が多くないことから、留保からの配分を行わない。  
⇒ 大型魚 来遊変動が大きいこと等から、直近3か年の最大実績を考慮し上乗せ配分。  
配分量が少ない都道府県に混獲管理のため一定の数量を上乗せ配分。
- **データの収集への配慮**  
⇒ 小型魚 一部の地域の曳き縄漁業について上乗せ配分。  
⇒ 大型魚 はえ縄漁業(近海かつお・まぐろ漁業)について上乗せ配分。

7

## 第5管理期間における「考慮すべき事項」ごとの配分量

### 小型魚

単位(トン)

	基本的配分	混獲回避等への配慮	データ収集への配慮	過去の超過量の調整等	合計
大臣管理漁業	1606.0	国の留保の数量が多くないことから、留保からの配分を行わない。	0.0	0.0	1606.0
大中型まき網	1500.0		0.0	0.0	1500.0
近海かつお・まぐろ漁業等	62.0		0.0	0.0	62.0
かじき等流し網等	44.0		0.0	0.0	44.0
都道府県	1885.3		24.1	△18.7	1890.7
留保	265.7		△24.1	18.7	260.3
合計	3757.0		24.1	0.0	3757.0

8

## 第5管理期間における「考慮すべき事項」ごとの配分量

### 大型魚

単位(トン)

	基本的配分	混獲回避等への配慮	データ収集への配慮 (追加配分含む)	合計
大臣管理漁業	3230.2	5.0	248.4	3483.6
大中型まき網	3063.2	0.0	0.0	3063.2
近海かつお・まぐろ漁業等	162.6	0.0	200.0+48.4	411.0
かじき等流し網等	4.4	5.0	0.0	9.4
都道府県	1,184.7	386.3	0.0	1571.0
留保	717.1	△391.3	△248.4	77.4
合計	5132.0	391.3	248.4	5132.0

9

## くろまぐろ管理の考え方の変遷

- 当初は漁獲枠を守ることが優先していたが、実際に管理を実施すると、枠の有効利用が問題となった。
- このため、枠の融通措置を導入した。

### 我が国漁獲上限の遵守

- ◆ 資源回復のため、漁獲上限を超えないように管理。
- ◆ 漁獲上限を超過すると、国際交渉において影響が出るおそれ。

### 漁獲枠の消化率の向上

- ◆ 漁業経営を考えれば、漁獲枠は最大限有効活用すべき。
- ◆ 未利用分が多くても国際交渉において影響が出るおそれ。  
- 増枠の必要性を訴える際の説得力が低下

### 主な取組

- ◆ 漁獲枠を細分化して管理。  
- 未利用分が増加し消化率が低下

### 主な取組

- ◆ 配分量の融通の促進。  
- 漁獲枠のさらなる流動化が必要

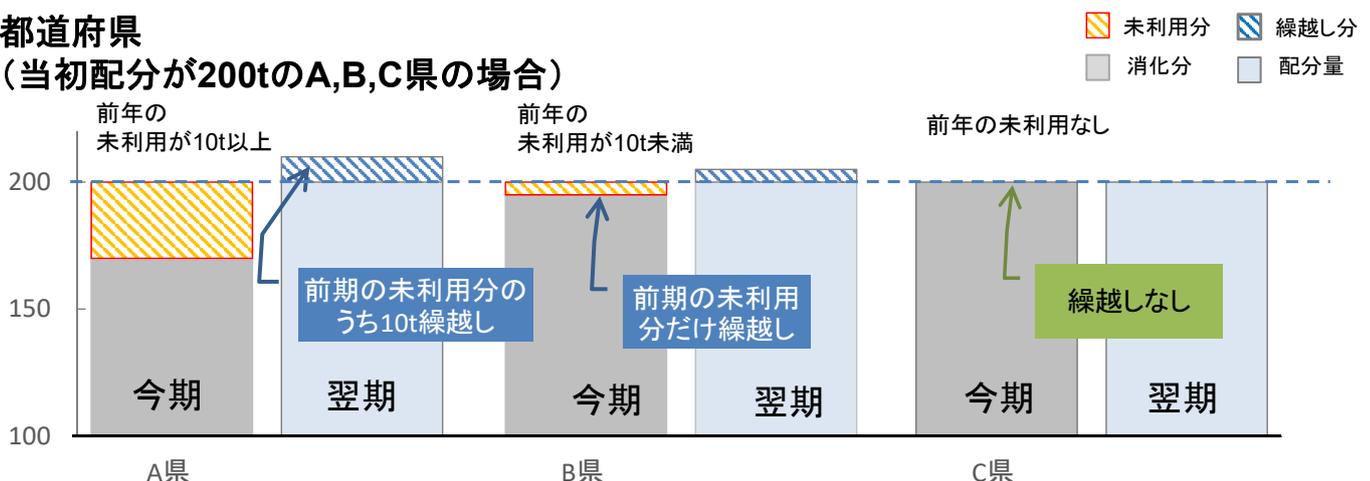
10

## 現行の繰越し制度

- 昨年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)で我が国の漁獲上限のうち未利用分については、漁獲上限の5%を上限に繰り越すことができることになった。
- このため、国内のルールを整備するため、資源管理法に基づく基本計画を変更した。
- 具体的には、国全体としては、我が国の漁獲上限の5%まで繰越し可能とし、大臣管理漁業、都道府県ごとの配分量についても5%までは繰り越すことが可能とする規定を設けている。

### 都道府県

(当初配分が200tのA,B,C県の場合)



※大臣管理漁業、都道府県配分量の未利用分の5%の繰越し以外の繰越しは国の留保とする

11

## 【検討】今回の結果への対応

12

### 【今回検討すべき項目と議論のポイント】

#### ● 繰越率の変更

- 繰越率の上限
- 国の留保(繰越分)の再配分

#### ● 移譲された大型魚漁獲上限の取り扱い

- 大型魚移譲分300tの配分

13

## 論点① 繰越率の上限

- 繰越制度は他のまぐろ類RFMOIにおいても用いられている仕組み。
- 我が国全体の繰越率(17%)は2020年の措置であり、来年以降の繰越率は未定。
- 大臣管理漁業及び都道府県の繰越数量と国の留保はトレードオフの関係にあることを勘案した上での検討が必要。

### <現状>

- 大臣管理漁業、都道府県ごとの配分量の5%を上限に繰り越し可能。  
それ以上の未利用分等の繰り越しは、国の留保とする。

### <論点>

#### □ 繰越率の上限の変更

- 現行の5%から上げることとするが、上限を17%とすることには課題が多いのではないか。
- 繰り越しの残りについては、国の留保とすることかどうか。

14

### <議論にあたり考慮すべき点>

- それぞれの繰越率が高いと、前年の未利用分を取戻そうとして漁獲意欲が向上する可能性がある。
- それぞれの繰越率が高いと、それぞれの漁獲状況によっては未利用となる枠が多く発生し、消化が進まない可能性がある。
- それぞれの繰越率が高いと、当年での融通が進まない恐れがある。
- それぞれの繰越率が低いと、未利用分が多い漁業者は不満を感じる可能性がある。

15

- 小型魚と大型魚のニーズが異なるため、大型魚と小型魚とを分けて検討する必要がある。
- 配分先として「配分の考え方」で示された「考慮すべき事項」(スライド7、脚注参照)に限るのか、他の事項を加えるのか。例えば、大型魚については、来遊状況の変動や混獲管理への配慮等を行うか否か。
- 配分の方針について、配分先と算定方法について検討が必要。

### <小型魚>

#### □ 小型魚の配分方針

○これまでの経緯からみて、沿岸漁業(都道府県)への配分を優先するというのでよいか。

#### □ 沿岸漁業(都道府県)に配分する場合

○留保の増加分について、来遊の変動などによる混獲回避への配慮として一部を均等に配分してもよいか。

16

#### □ 大臣管理漁業に配分する場合

○実績の比率で配分することとしてよいか。

### <議論にあたり考慮すべき点>

- 小型魚はすべての都道府県が必要と感じている状況。
- 小型魚は資源が増加しつつある昨今では来遊パターンも変わりこれまで漁獲がなかった地域でも漁獲されるようになってきている。

※参考資料3 「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分量の考え方について」 より抜粋

5の(4)留保の配分において配慮すべき事項 ①漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)への配慮  
「混獲回避は、特に放流等の作業負担の大きい漁業は経営的にも負担が大きい。負担の程度を具体的な数値的指標を用いて算定することは難しいが、配分にあたり一定程度考慮する。」

17

## <大型魚>

### □ 大型魚の配分方針

○これまでの経緯からみて、沿岸漁業(都道府県)への配分を優先するということがよいか。

### □ 都道府県に配分する場合

○これまでの配分の考え方に従い、近年の最大実績まで配分するということがよいか。

### □ 大臣管理漁業に配分する場合

○資源評価のため、近海かつお・まぐろ漁業における漁業データ収集に配慮することということがよいか。

## <議論にあたり考慮すべき点>

- 大型魚は未利用分が多く生じている都道府県が存在する。
- 配分にあたり、直近年(2018年度)の実績を考慮して欲しいという要望がある。
- 都道府県に近年の最大実績を考慮し配分としており、現在は①近年3年(2015-17年度)平均実績値に②平均実績値と近年3年間の最大実績値の差分の75%を上乗せ配分。  
→2018年度実績も加えた直近4年(2015-2018年度)の最大実績まで上乗せする場合に必要なトン数は約200トン。
- 資源評価に用いるデータを確実に収集するためには、近海かつお・まぐろ漁業に配分する必要がある。

## 論点③ 大型魚移譲分300tの配分

- 今回の措置は単年限りで、継続的な増枠とは性質が異なる。
- 大臣管理漁業と都道府県では、大型魚に対するニーズが大きく異なる。
- 直近の来遊状況等を鑑みて、柔軟な配分を行うべきかどうか検討が必要。

<論点>

### □ ニーズの違いへの対応

○ 大型魚として配分するのが良いのか、国内調整が必要であるが、大型魚の一定量を小型魚に転換して配分するのがよいのか。

<議論にあたり考慮すべき点>

- ・ 大型魚のニーズはどこにどれだけあるのか。
- ・ 国内調整をするには、大臣管理漁業(まき網漁業)と調整する必要がある。

20

## まとめ(配分の考え方の修正)

- これまでの議論と以下の視点を踏まえ、くろまぐろ部会として「配分の考え方」の改定の要否について議論が必要。

### 繰越率の変更

漁獲枠(漁獲可能量)の繰越し制度はWCPFC以外の地域漁業管理機関でも実施されており、今後も継続される可能性が高い。

⇒ 国内での繰越ルールについては現行の基本計画で言及しているが、「配分の考え方」については改定が必要ではないか。  
ただし、繰越率については恒久的かどうかは不明のため、WCPFCの決定に応じて変更していく必要。

### 大型魚300トンの移譲

WCPFCメンバー間の漁獲可能量の移譲は相手があつて初めて成立することであり、あくまで単年限りの措置となっている。

⇒ 移譲された300tの配分については、来年度の基本計画で記載することとするが、「配分の考え方」の中に位置付けるかどうかについては検討が必要。

21

### 第5管理期間の漁獲状況(2019年9月20日時点)

(単位:トン)

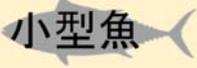
30kg未満小型魚	1,730.9【漁獲上限 3,757.0】	(漁獲率消化状況 46.1%)
	(うち 留保 260.3)	

△ 大臣管理漁業(沖合)	1,169.2【漁獲上限 1,516.0】	(漁獲率消化状況 77.1%)
--------------	-----------------------	-----------------

△ 大中型まき網漁業	1,076.1【漁獲上限 1,410.0】
△ 近海かつお・まぐろ漁業等	55.5【漁獲上限 62.0】
△ かじき等流し網漁業等	37.6【漁獲上限 44.0】

知事管理漁業(沿岸)	561.7【漁獲上限 1,980.7】	(漁獲率消化状況 28.4%)
------------	---------------------	-----------------

#### 知事管理漁業の都道府県別漁獲状況



都道府県	実績	上限
秋田県	10.3	21.5
△ 山形県	9.3	10.3
新潟県	33.7	55.6
富山県	29.7	95.1
石川県	5.3	85.1
福井県	4.7	19.7
京都府	0.0	17.4
兵庫県	0.2	2.2
鳥取県	0.8	1.9
島根県	17.8	79.6
山口県	6.5	87.0
福岡県	0.2	9.2
佐賀県	0.0	0.9
長崎県	105.8	688.8
熊本県	0.0	1.4

## 第5期

都道府県	実績	上限
北海道	31.7	91.5
青森県	197.2	298.9
岩手県	37.1	54.9
宮城県	20.6	63.5
福島県	0.0	13.3
茨城県	0.3	19.8
千葉県	0.8	42.4
東京都	1.0	9.9
神奈川県	5.7	35.4
静岡県	3.1	26.3
愛知県	0.0	0.1
三重県	15.2	25.9
和歌山県	2.7	23.6
大阪府	0.0	0.1
岡山県	0.0	0.1
広島県	0.0	0.1
香川県	0.0	0.1
愛媛県	3.0	9.4
徳島県	1.6	8.0
高知県	10.0	65.5
△ 大分県	0.6	0.7
宮崎県	6.7	13.4
鹿児島県	0.0	2.0
沖縄県	0.0	0.1



△ 漁獲上限の7割(黄色)  
▲ 漁獲上限超過(灰色)

### 第5管理期間の漁獲状況(2019年9月20日時点)

(単位:トン)

△ 30kg以上大型魚	3,959.1【漁獲上限 5,132.0】	(漁獲率消化状況 77.1%)
	(うち 留保 76.4)	

△ 大臣管理漁業(沖合)	3,490.0【漁獲上限 3,605.2】	(漁獲率消化状況 96.8%)
--------------	-----------------------	-----------------

△ 大中型まき網漁業	3,072.3【漁獲上限 3,153.2】
△ 近海かつお・まぐろ漁業等	409.9【漁獲上限 411.0】
△ かじき等流し網漁業等	7.8【漁獲上限 9.4】

知事管理漁業(沿岸)	469.1【漁獲上限 1,481.0】	(漁獲率消化状況 31.7%)
------------	---------------------	-----------------

#### 知事管理漁業の都道府県別漁獲状況



都道府県	実績	上限
秋田県	1.5	28.5
△ 山形県	9.0	9.6
新潟県	47.8	88.6
富山県	0.8	14.0
石川県	4.5	38.0
福井県	5.6	17.9
京都府	8.3	21.9
兵庫県	0.1	8.7
鳥取県	0.0	6.0
島根県	14.0	22.7
山口県	0.6	23.0
福岡県	0.2	5.0
佐賀県	0.0	6.0
長崎県	21.0	158.3
熊本県	0.0	6.0

## 第5期

都道府県	実績	上限
北海道	100.2	199.8
青森県	78.3	460.8
岩手県	15.9	52.6
宮城県	2.7	20.5
福島県	0.0	1.0
茨城県	0.2	6.0
千葉県	4.7	22.7
東京都	0.7	14.5
神奈川県	0.0	6.1
静岡県	1.6	11.8
愛知県	0.0	1.0
三重県	3.7	26.1
和歌山県	6.7	14.2
大阪府	0.0	1.0
岡山県	0.0	1.0
広島県	0.0	1.0
香川県	0.0	1.0
愛媛県	0.0	6.0
徳島県	0.6	8.2
高知県	7.4	15.4
大分県	0.0	6.3
△ 宮崎県	10.8	14.6
鹿児島県	4.4	8.0
△ 沖縄県	117.9	127.2



△ 漁獲上限の7割(黄色)  
▲ 漁獲上限超過(灰色)

# 参考資料

## 過去の配分及び漁獲実績

小型魚の基本的な配分(2010-12年実績ベース)

大型魚の基本的な配分及び第5管理期間の配分

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績

## 小型魚の基本的な配分(2010-12年実績ベース)

### 都道府県別の小型魚の配分(超過量の差引きがない場合)

単位:トン

都道府県	配分	都道府県	配分	都道府県	配分
北海道	113.0	石川県	65.8	山口県	85.1
青森県	256.3	福井県	21.9	徳島県	7.8
岩手県	68.5	静岡県	24.2	香川県	0.1
宮城県	52.9	愛知県	0.1	愛媛県	7.2
秋田県	21.5	三重県	23.4	高知県	64.7
山形県	8.8	京都府	20.6	福岡県	7.0
福島県	7.9	大阪府	0.1	佐賀県	1.1
茨城県	18.9	兵庫県	2.3	長崎県	645.2
千葉県	51.5	和歌山県	23.0	熊本県	1.7
東京都	9.6	鳥取県	1.7	大分県	0.6
神奈川県	32.9	島根県	73.0	宮崎県	14.7
新潟県	55.5	岡山県	0.1	鹿児島県	10.1
富山県	86.3	広島県	0.1	沖縄県	0.1
				合計	1,885.3

# 大型魚の基本的な配分及び第5管理期間の配分

## 都道府県別の大型魚の配分

単位:トン

都道府県	基本	第5期	都道府県	基本	第5期	都道府県	基本	第5期
北海道	219.2	291.3	石川県	26.9	38.0	山口県	5.3	23.0
青森県	447.4	460.8	福井県	10.4	17.9	徳島県	2.6	8.2
岩手県	33.7	48.3	静岡県	4.7	11.8	香川県	1.0	1.0
宮城県	13.7	20.5	愛知県	1.0	1.0	愛媛県	1.0	6.0
秋田県	21.6	28.5	三重県	17.0	26.1	高知県	6.4	15.4
山形県	3.5	9.6	京都府	15.3	21.9	福岡県	1.5	7.2
福島県	1.0	1.0	大阪府	1.0	1.0	佐賀県	1.0	6.0
茨城県	1.0	6.0	兵庫県	1.0	8.7	長崎県	107.1	158.3
千葉県	15.8	22.7	和歌山県	7.8	14.2	熊本県	1.0	6.0
東京都	9.5	14.5	鳥取県	1.0	6.0	大分県	1.1	6.3
神奈川県	1.0	6.1	島根県	17.6	23.3	宮崎県	5.6	14.6
新潟県	70.1	88.6	岡山県	1.0	1.0	鹿児島県	1.9	8.0
富山県	5.1	14.0	広島県	1.0	1.0	沖縄県	100.9	127.2
						合計	1,184.7	1,571.0

26

## 都道府県の大型魚の近年の漁獲実績(1/2)

都道府県名	漁獲実績(年度)				直近3年の 平均値 (15-17年度)	直近3年の 最大値 (15-17年度)	直近4年の 最大値 (15-18年度)
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度			
北海道	125.1	314.9	221.9	87.1	220.6	314.9	314.9
青森県	427.5	423.5	467.9	321.0	439.6	467.9	467.9
岩手県	39.7	8.5	53.1	73.2	33.8	53.1	73.2
宮城県	10.1	13.2	22.3	19.5	15.2	22.3	22.3
秋田県	15.4	30.8	18.6	26.8	21.6	30.8	30.8
山形県	5.0	3.8	1.3	0.9	3.4	5.0	5.0
福島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茨城県	0.1	0.3	0.2	1.1	0.2	0.3	1.1
千葉県	6.7	24.7	18.2	37.6	16.5	24.7	37.6
東京都	9.2	9.4	9.6	16.2(※)	9.4	9.6	16.2
神奈川県	0.8	1.2	0.8	0.6	0.9	1.2	1.2
新潟県	95.7	54.6	52.0	85.4	67.4	95.7	95.7
富山県	4.5	2.2	10.1	4.1	5.6	10.1	10.1
石川県	42.2	11.1	22.5	12.6	25.3	42.2	42.2
福井県	13.7	4.3	13.2	13.2	10.4	13.7	13.7
静岡県	7.0	5.5	6.5	12.5	6.3	7.0	12.5
愛知県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	29.5	10.6	7.1	1.4	15.7	29.5	29.5
京都府	11.1	14.0	23.7	17.1	16.3	23.7	23.7
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※第4管理期間(7-3月)の実績上限を融通前の当初配分量とする場合

27

## 都道府県の大型魚の近年の漁獲実績(2/2)

都道府県名	漁獲実績(年度)				直近3年の 平均値 (15-17年度)	直近3年の 最大値 (15-17年度)	直近4年の 最大値 (15-18年度)
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度			
兵庫県	0.0	4.0	0.8	1.9	1.6	4.0	4.0
和歌山県	9.4	7.6	8.4	11.4	8.4	9.4	11.4
鳥取県	0.0	0.7	0.1	0.1	0.3	0.7	0.7
島根県	20.4	10.5	24.8	18.5	18.6	24.8	24.8
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	8.6	5.5	23.8	7.1	12.6	23.8	23.8
徳島県	3.3	3.3	2.0	4.4	2.9	3.3	4.4
香川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
高知県	4.5	4.8	11.5	8.7	6.9	11.5	11.5
福岡県	0.9	2.3	1.8	7.6	1.7	2.3	7.6
佐賀県	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	2.9
長崎県	116.9	110.2	167.2	79.7	131.4	167.2	167.2
熊本県	0.5	0.5	0.7	1.4	0.5	0.7	1.4
大分県	1.4	1.1	0.7	0.1	1.1	1.4	1.4
宮崎県	6.7	1.5	10.7	19.7	6.3	10.7	19.7
鹿児島県	2.8	1.6	3.1	4.0	2.5	3.1	4.0
沖縄県	76.9	94.3	135.5	192.6	102.2	135.5	192.6
計	1,095.5	1,180.4	1,340.2	1,090.6	1,205.2	1,550.2	1,675.1